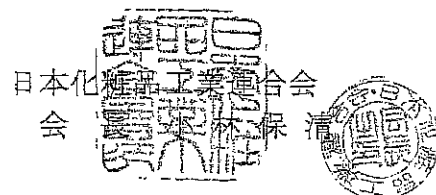


20粧工連第 2号
平成20年3月25日

日本化粧品工業連合会
傘下会員 各位



日本化粧品工業連合会の自主基準「化粧品等の適正広告ガイドライン」
の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当連合会の運営並びに諸活動につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当連合会では、化粧品等の広告表現の適正化と向上を図ることを目的として設置された広告宣伝委員会が中心となり、その活動を続けてきていますが、この度、当連合会の自主基準とすることを前提とした「化粧品等の適正広告ガイドライン」が作成されました。

本ガイドラインは、薬務行政機関で構成されます「全国医薬品等広告監視協議会」との意見交換を図りつつ、「医薬品等適正広告基準」（昭和55年10月9日付・厚生省薬務局長通知）及びその関連通知に示されました運用解釈の範囲内で、化粧品等に絞った例示・解説をその特性に合わせて、広告表現として不適切及び遵守されるべき事項をより明確にすることを目的として作成されたものであります。

つきましては、当連合会としては、更なる化粧品等の広告表現の適正化と向上を進めていくために、本ガイドラインを「日本化粧品工業連合会自主基準『化粧品等の適正広告ガイドライン』（別添）とすることと致しましたので、傘下会員各社におかれましては、ご理解をお願い申し上げますと共に、その活用と遵守に取り組まれることを要請します。

なお本ガイドラインは、会員外にも広く周知するため、当連合会ホームページにも掲載するほか、薬務行政機関及び化粧品等の広告宣伝に係わる関係団体等にも配付し、化粧品等の広告表現の適正化に対します協力要請を行うこととしております。

敬 具